

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

平成31年2月定例県議会に提案される福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

平成31年2月1日

教 育 長

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正の理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い当該学校の職員の定数を改めるものである。

2 改正の概要

学 校 種 別	定 数 条 例 案	現行定数との比較
県立中・高等・中等教育学校	6, 154人	△64人
県立特別支援学校	1, 934人	12人
市町村立小・中・義務教育学校	16, 124人	319人
市町村立特別支援学校	216人	△3人
合 計	24, 428人	264人

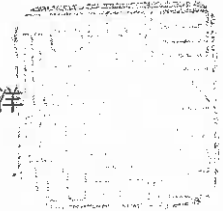
3 施行期日

平成31年4月1日

30 教 教 第 3 1 2 4 号
平 成 3 1 年 1 月 2 5 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小 川 洋



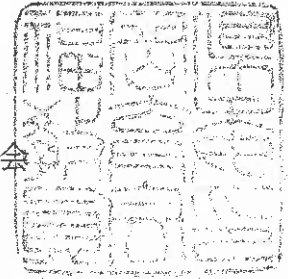
条例の提案に対する意見の聴取について

本年2月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

30教教第3740号
平成31年1月25日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対1月25日30教教第3124号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

第三三三号議案

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

平成三十二年二月六日

福岡県知事 小川 洋

理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、五三三人」を「五、四六〇人」に、「四六五人」を「四六〇人」に、「三三〇人」を「三三四人」に、「六、三二八人」を「六、一五四人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、八二八人」を「一、八四〇人」に、「一、九三三人」を「一、九三四人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「二四、一四三人」を「二四、四四三人」に、「六八七人」を「六八八人」に、「三二七人」を「三三二人」に、「七五八人」を「七七二人」に、「一五、八〇五人」を「一六、二二四人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二〇五人」を「二〇二人」に、「三一九人」を「三二六人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

第三号議案

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県立学校職員定数条例 (昭和二十八年福岡県条例第三号)														
改正案	現行													
(職員の定数)														
第二 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。														
<table border="1"> <tr> <td>中学校、高等学校及び中等教育学校の職員</td> <td>校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員</td> <td>五、四六〇人 四六〇人 二三四人 六、二五四人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の職員</td> <td>校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員</td> <td>一、八四〇人 六〇人 三四人 一、九三四人</td> </tr> </table>	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、四六〇人 四六〇人 二三四人 六、二五四人	特別支援学校の職員	校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員	一、八四〇人 六〇人 三四人 一、九三四人	<table border="1"> <tr> <td>中学校、高等学校及び中等教育学校の職員</td> <td>校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員</td> <td>五、五三三人 四六五人 二三〇人 六、二八八人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の職員</td> <td>校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員</td> <td>一、八六八人 六〇人 三四人 一、九三二人</td> </tr> </table>	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、五三三人 四六五人 二三〇人 六、二八八人	特別支援学校の職員	校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員	一、八六八人 六〇人 三四人 一、九三二人	
中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、四六〇人 四六〇人 二三四人 六、二五四人												
特別支援学校の職員	校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員	一、八四〇人 六〇人 三四人 一、九三四人												
中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員	五、五三三人 四六五人 二三〇人 六、二八八人												
特別支援学校の職員	校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員	一、八六八人 六〇人 三四人 一、九三二人												
2 (略)	2 (略)													

福岡県市町村立学校職員定数条例 (昭和二十九年福岡県条例第五十号)														
改正案	現行													
(定数)														
第二 条 前条の職員の定数は、次の表のとおりとする。														
<table border="1"> <tr> <td>小学校、中学校及び義務教育学校の職員</td> <td>校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員</td> <td>一四、四四三人 六八八人 三三一人 七廿一人 一六、二三四人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の職員</td> <td>校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員</td> <td>二〇五人 四人 三人 八人 三六八人</td> </tr> </table>	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、四四三人 六八八人 三三一人 七廿一人 一六、二三四人	特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	二〇五人 四人 三人 八人 三六八人	<table border="1"> <tr> <td>小学校、中学校及び義務教育学校の職員</td> <td>校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員</td> <td>一四、二四三人 六八七人 三七一人 七廿一人 一五、八〇五人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の職員</td> <td>校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員</td> <td>二〇五人 四人 三人 八人 三九八人</td> </tr> </table>	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、二四三人 六八七人 三七一人 七廿一人 一五、八〇五人	特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	二〇五人 四人 三人 八人 三九八人	
小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、四四三人 六八八人 三三一人 七廿一人 一六、二三四人												
特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	二〇五人 四人 三人 八人 三六八人												
小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一四、二四三人 六八七人 三七一人 七廿一人 一五、八〇五人												
特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	二〇五人 四人 三人 八人 三九八人												
2・3 (略)	2・3 (略)													